

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 11 月 25 日
議案名	議案 54 号 令和 7 年度諏訪市一般会計補正予算(第 4 号)
内容	予算の第 2 条は、債務負担行為の補正であり、文化センター改修事業については、本年度から着工している建築主体工事と合わせて円滑な工事進捗を図るため、令和 9 年度まで及ぶ電気設備工事及び機械設備工事の期間及び限度額を定め、債務負担行為として追加されるもの。
主な質疑	<p>問 工事その2、その3の積算の根拠は。</p> <p>答 その2、その3ともに実施設計額に基づくもの。電気設備工事の内容は、音響、照明、舞台照明、太陽光発電の設置等。機械設備工事の内容は、空調設備更新、消火設備、換気設備、衛生器具設備更新、貯水槽設置等。実施設計完了時に説明したものと同じ内容である。工事費については、入札時における予定価格に直結しうる額となることから詳細は公表を控えている。</p> <p>問 物価上昇の程度をどのように考えているか。</p> <p>答 債務負担行為については、物価高騰の現状を踏まえ、実施設計の金額をベースに物価上昇分を勘案している。</p> <p>問 物価上昇を見込んでいるのか。</p> <p>答 債務負担行為は限度額を設定していることを承知いただきたい。現在見込める分は見込んでいる。</p> <p>問 物価上昇はどの程度か。</p> <p>答 電気工事の労務費上昇率は 1.07、機械工事の労務費上昇率は 1.046 を見込んでいる。</p> <p>問 今後のスケジュールは。</p> <p>答 11月25日初日議決後、12月初旬に長野県における総合評価技術委員会を開催、入札公告、1月初旬に入札し、仮契約締結を 1 月中旬、2 月中旬に 3 月議会への議案を送付し、4 月から現場着手する予定。</p> <p>問 当初予算4億5千万円を、先に説明してから、債務負担行為の設定を議案にするべきではないか。</p> <p>答 大規模改修工事は、3ヶ年に平準化し、順次進めて行くというスケジュールをお示ししている。債務負担行為の限度額を設定するが、令和7年度は0</p>

	<p>債務、将来発生する債務負担についてを、議案としている。定例会毎の社会文教委員協議会にも報告をしている。これからも着実に報告を行っていく。</p> <p>問 債務負担行為を先に説明することができたはずだが、なぜしないのか。</p> <p>答 次に行う工事については、今までにスケジュール説明を行っている。改めての必要はないと考えている。</p> <p>問 スケジュールの説明は受けているが、市民から現場見学の要望等はあったのか。</p> <p>答 市民からはないが、先日の監査の中で、設定をとの要望があった。安全性が確保されることを最優先にできれば、年度内に設定したい。</p>
討論	<p>反対討論</p> <p>文化センター改修の債務負担行為に反対し、慎重な検討が必要であるこの理由を述べる。一つ目として、将来世代への過度な財政負担の恐れがある。二つ目は、工事内容の説明が不十分である。雨漏りだらけで、構造に問題があると市民から聞いている。工事業者からの進捗状況、詳細な内容を聞きたいと思っている。その報告があつてこそ、債務負担行為の金額を出すのが正しい方向性であり、反対との討論。</p> <p>賛成討論</p> <p>反対討論の中に、将来世代への財政負担とあり、議決があつて進行している事業を否決すれば工期の遅延、契約変更による追加費用が避けられず、結果的に市の財政負担がさらに増大する恐れ、将来負担を軽減するためにも、計画通り進めることが最も合理的である。説明不足の指摘は R7.2.13に丁寧な説明を受けている。今後現場見学会も予定され、市民への説明を果たそうとしている。今回の債務負担行為は文化センター改修の賛否とは別に、進行中の改修工事を適正化、かつ効率的に進め、市民への負担を最小化するための実務的な措置にほかならない。市民の利益を守るために責任ある判断が求められる、反対するのであれば修正動議を出すべきであるとの討論。</p>
審査結果	賛成多数で可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 55号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて
内容	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い、新たに創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に対応するため、本市においても同事業を実施するに当たり、必要な設備及び運営に関する認可の基準を定めるもの。
主な質疑	<p>問 乳児等通園支援事業について、諏訪市はどこの園で行うのか、また事業を行いうにあたり新しい保育士を任用するのか</p> <p>答 現在、一時保育事業は片羽保育園、豊田保育園で行っており、乳児等通園支援事業はどちらかの園で実施したいと考えている。一時保育には専用の保育士を任用しているため、引き続きお願ひしたいと考える。</p> <p>問 一時保育事業の需要はあるのか。申込みがあった場合は対応できているのか。</p> <p>答 一時保育事業は今リフレッシュとしても取り入れており、基本的には需要に対応できている。</p> <p>問 一時保育と乳児等通園支援事業は同じ保育士がみるのか。</p> <p>答 現場と最終的に詰めているが、一時保育事業と、乳児等通園支援事業はそれぞれ園を固定する予定である。</p> <p>問 保育士は増やさなくてもいいのか。</p> <p>答 事業を併用しないため、保育士を新たに増やすことは考えていない。</p> <p>問 「月10時間の枠内で柔軟に利用可能」とあるが、1週間で10時間使ってもいいのか。</p> <p>答 時間設定は利用者の自由。1週間で10時間使っても、月で分けて使ってもよいか。</p> <p>問 乳児等通園支援事業は、半分以上配置することが条件であるが、保育士以外の人は任用されているのか。</p> <p>答 諏訪市では保育士資格をもった保育士が一時保育に対応しているため、乳児等通園支援事業も同じ形で対応予定である。</p>

	<p>問　どの程度受け入れができる見込みか。</p> <p>答　毎日0～2歳児それぞれの年齢1名ずつが来ても対応できるように予算措置、人員を確保している。</p>
討論	<p>反対討論</p> <p>理念は素晴らしいが、現在詳細が詰められておらず、人手不足もあり理念を実現できないと考える。一時保育とのすみわけも難しい。保育士を増やすに実施することで負担が増える等影響が出るのである。他の市町村でも不安を抱えており、時期尚早である。本来の保育の役割を果たすという意味では違うと考え反対との討論。</p> <p>賛成討論</p> <p>制度を実施するためには、この条例を通さないとその議論にはならない。国でこの制度をやることになり、条例を整備しないと取り掛かれないので通すべきであり賛成との討論。</p>
審査結果	賛成多数で可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 56 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて
内容	児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行によって、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するなどの改正が行われたことに伴い、関係する 3 本の条例が改正されるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 63 号 諏訪中央病院組合規約の一部変更について
内容	令和 7 年 3 月 31 日をもって閉所した泉野診療所の閉所手続が完了したことに伴い、本規約から同診療所に係る規定を削除するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決が求められるもの。
質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 64 号 土地の取得について
内容	南部地区小中一貫教育学校建設基本構想に基づく学校建設に向けた用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が求められるもの。
主な質疑	<p>問 取得を予定していた土地か。</p> <p>答 予定していた土地の取得である。</p> <p>問 図面①の角の土地は取得しないのか。</p> <p>答 当初予算で積算業務を認めていただき、現在進めているところ。更地とは違い手続き的に時間がかかっているが、整った時点で上程する予定。</p> <p>問 価格についてどういう手順で決まったのか。</p> <p>答 不動産鑑定評価基準にのっとり、不動産鑑定士に依頼し、鑑定評価額を積算いただいた。</p> <p>問 鑑定士は1名なのか。</p> <p>答 諏訪エリアの不動産鑑定士は1名で、その方にお願いすることが諏訪市の通例と認識している。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 65 号から第 68 号 公の施設の指定管理者の指定について
内容	<p>いずれの施設についても、来年 3 月末で現行の指定管理の期間が満了となるため、引き続き指定管理者による管理運営を行うよう候補者を公募等に基づき募集したところ、議案第 65 号の諏訪市障がい者デイサービスセンター及び議案第 67 号の諏訪市福祉作業所さざ波の家については諏訪市社会福祉協議会から、議案第 66 号の諏訪市障がい者自立支援センターについては一般社団法人諏訪圏域障がい者総合支援センターから、また、議案第 68 号の諏訪市障がい者就労支援施設「あおぞら工房諏訪」については社会福祉法人この街福祉会から応募があった。</p> <p>いずれの応募者も現在それぞれの施設で指定管理を行っており、過日開催をした選定審査会で審査をした結果、候補者として選定されたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決が求められるもの。</p> <p>なお、指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日より 5 年間となる。</p>
主な質疑	<p>問 4施設の指定管理者は、いずれも前回と同じ事業者か。</p> <p>答 いずれの施設も現在の受託事業者と同じである。</p> <p>問 新規の応募事業者はあったのか。</p> <p>答 公募によりいずれも現在の1社のみの応募であった。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 71 号 令和 7 年度諏訪市一般会計補正予算(第 5 号)
内容	<p>民生費は、補正額 1 億 8,021 万 7,000 円で、社会福祉費の社会福祉総務費に、令和 8 年度に予定している組織改正に伴う庁舎 2 階の健康福祉部執務室のレイアウト変更に要する経費を新たに計上するとともに、国民健康保険特別会計への繰出金として、保険基盤安定負担金等の額の確定に伴う増減額分や普通交付税における国保財政安定化支援事業の措置額の確定に伴う増額分が計上された。</p> <p>また、障害者福祉費には、前年度等の国庫負担金などの確定に伴う返還金や利用者等の増加に伴う訓練等サービス給付費及び介護サービス給付費の追加経費を、後期高齢者医療・保健費には、療養給付費負担金等の額の確定に伴う長野県後期高齢者医療広域連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額分がそれぞれ計上された。</p> <p>さらに、児童福祉費の保育所費に、入所児童数の増加などに伴う私立保育所等に対する保育委託料等を、国民年金事務取扱費には制度改正に伴うシステム改修委託料が計上された。</p> <p>続いて、衛生費は、補正額 31 万 9,000 円で、市民の健康増進への活用を目的とした寄附を受けたことに伴い、健康教室等で使用する備品購入に係る経費が計上された。なお、この寄附を財源として、民生費の介護予防・日常生活支援総合事業費及び児童センター運営事業費におきましてもフレイル予防教室や施設で使用する備品等の購入経費が計上された。</p>
主な質疑	<p>問 介護予防・日常生活支援総合事業費について、認知症予防教室に来ている方の中でどのくらいの方々がタブレット端末を使用できるようになるのか。</p> <p>答 今年度のタブレット端末 1 台はレンタルであるため、来年度は購入した 2 台で運用していく。認知症予防教室の参加者数は毎回前後するが前回の教室は 25 名以上であった。参加者数によって利用頻度は異なるが、2 台となることで現在の倍は利用できるため、有効性を周知したい。</p> <p>問 認知症予防教室への参加人数を考えると、タブレット端末が足りないので</p>

	<p>答 来年度ままで2台で運用をし、利用者の声を聴いて導入について検討していく。</p> <p>問 庁舎2階、健康福祉部のレイアウト変更に関する工事請負費について、内容は。</p> <p>答 主に2つのセクションに再編予定であり、現在の所管で社会係、介護保険係、障がい福祉係の福祉政策全般を束ねるセクションを一つ。生活福祉係、高齢者福祉係（地域包括支援センター）の相談を受け付ける相談支援が一つ。近接する業務については席も近くとするレイアウトを考えていきたい。また、現在のまいさぽ諏訪市の部屋に障害福祉に関する窓口を集約することを考え、窓口を広げるための壁の撤去工事を行う予定。</p> <p>問 備品購入費では、何を購入するのか。</p> <p>答 古いキャビネットの入れ替えや、まいさぽ諏訪市の部屋にも大型のキャビネットを設置する。</p> <p>問 就労継続支援給付費について、新規事業所が増え利用者が増加したということは、今までニーズはあったがサービスが足りていなかったという理解でいいのか。</p> <p>答 今年度、9月末までの利用者数はA型62人、B型135人。昨年、一昨年と比較し大幅に変わらないが、利用日数等が増えていることに伴い、給付費が増加している。新しい事業所ができたことで市外に通っていた方等のアクセスが良くなり、市内の事業所に通うことができる等、相対的に利用者が増えたと考えている。</p> <p>問 就労継続支援給付費のA型、B型はどのように区分されているのか。</p> <p>答 A型は、事業所と利用者が雇用契約を結ぶが、B型は雇用契約を結ばず、工賃を支払うのみ。</p> <p>問 後期高齢者医療費の減額の要因は。</p> <p>答 長野県後期高齢者医療広域連合より示される予算額に基づき当初予算を見込んだが、10月の確定段階で軽減の対象外になった方もおり、乖離が生じた。多くの市町村で減額となっている。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 72 号 令和 7 年度諏訪市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
内容	補正額 1,926 万 3,000 円で、累計額は 46 億 3,165 万 6,000 円。内容は、保険給付費等交付金の実績確定に伴う償還金を計上するもので、繰越金及び保険給付費等交付金返還金により措置がされた。なお、保険基盤安定負担(ふたん)金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を増額し、保険税が減額計上された。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 73 号 令和 7 年度諏訪市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
内容	補正額 175 万 6,000 円で、累計額は 10 億 2,096 万 8,000 円。内容は、長野県後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金の確定等に伴い所要額を追加計上するもので、保険料により措置された。また、保険基盤安定負担金は額の確定に伴い減額となったため、一般会計からの繰入金が減額計上された。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	陳情第31号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について
内容	陳情の内容は、2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。
主な質疑	<p>問「2025 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること」とあるが、財源をどう確保していくのか。</p> <p>答 社会保障費が削られてきているため、少なくとも医療や介護の現実を陳情書で理解いただき、地域医療介護を守っていけるのかという議論を今後も行っていただきたい。</p> <p>問 陳情項目にある「当面の支援策として、2025 年度中に、全額公費による賃上げ支援策を実行すること」という表現については、行政に対して、非常に強いメッセージを持っていると感じるが、どう考えるか。</p> <p>答 診療報酬等が上がればいいが、診療報酬は 2 年に一度・介護報酬は 3 年に一度の改定になるため、期中の改定はほぼ見込めないような状況であることから強いメッセージになっている。</p> <p>問 診療報酬の中身はとても細かいが、それぞれの項目で10%以上引き上げてほしいということか。</p> <p>答 診療報酬に対してはいろんな項目があるため、トータルとして一番大きい数字で10%を示している。</p> <p>問 全医療機関に勤めている人の賃金 5 万円の引き上げ分を公費で支援していただきたいとの解釈でいいか。</p> <p>答 そのとおり。一般労働者との差を埋めて医療労働者の離職を防ぎたい。</p> <p>問 医療と介護の経営改善の中でダウンサイ징の話が出てくるが、それについての考えは。</p> <p>答 今すぐ人が減ればいいというわけではない。2040 年のピークを過ぎたら考えるべきことだと考える。</p>

討論	<p>趣旨採択に対する討論では 反対討論</p> <p>医療・介護・障害福祉の現場では、慢性的な人材不足や経営の厳しさが続き、その結果、サービス提供にも影響が及びつつある。こうした状況を少しでも改善するためには、国に対して具体的な措置を求めていくことが不可欠であると考える。また現場の切実な声に応えていくためには、できるだけ明確な意思を伝えることが重要ではないかと思うため反対であるとの討論。</p> <p>賛成討論</p> <p>医療・介護・障害福祉の現場が深刻な人材不足や物価高騰の影響を受け、適切な報酬改定や従事者の待遇改善が急務であるという点は、陳情の趣旨として十分理解できるものであり、必要性も強く感じている。</p> <p>しかしながら、陳情項目の「2025 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること」については、国の厳しい財政状況、将来的な社会保障費の増大を踏まえれば、自治体として一律に賛同するには慎重な検討が必要であり、本陳情の趣旨には賛同しつつも、具体的要望全てには賛成できないため、趣旨採択とすべきとの討論。</p>
審査結果	可否同数となり、委員長裁決により、趣旨採択